（は）			
プリムーフォート経腸用液　CF		10mL1瓶	14,079.50
プリムーフォート経腸用液　6		15mL1瓶	29,171.30
プリムーフォート経腸用液　6		30mL1瓶	58,199.30
プリムーフォート経腸用液　8		40mL1瓶	77,580.50
ボラニゴ錠10mg		10mg1錠	31,791.80
注射薬			
品名	規格	単位	薬価
			円
（あ）			
エルゾンリス点滴静注1000μg		1,000μg1mL1瓶	3,607,878
（さ）			
ジニイズ点滴静注500mg		500mg20mL1瓶	611,671
（は）			
ブーレンレップ点滴静注用100mg		100mg1瓶	1,284,052
（ま）			
ムンジュビ点滴静注用200mg		200mg1瓶	125,201
（ら）			
リブロファズ配合皮下注		10mL1瓶	480,046
ルンスミオ皮下注5mg		5mg0.5mL1瓶	266,843
ルンスミオ皮下注45mg		45mg1mL1瓶	2,327,787
外用薬			
品名	規格	単位	薬価
			円
（あ）			
アバレプア懸濁性点眼液0.3%		0.3%5mL1瓶	577.50

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第二条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬
（略）	（略）
パロペグテリパラチド製剤	パロペグテリパラチド製剤
アバダムタゼ　アルファ・シナキサダムタゼ　アルファ製剤	（新設）

附　則

この告示は、令和八年三月十八日から適用する。

○厚生労働省告示第九十一号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ及びト、第二十一条第三号ヘ並びに第二十一条第三号ヘ並びに第二十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正し、令和七年三月十八日から適用する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎